

## 変更届等に必要な添付書類 <日中一時支援事業>

### 1. 指定事項の変更について

#### ■変更届の提出について

- ・指定内容に変更が生じた場合は、変更が生じてから10日以内に提出してください。  
ただし、場所の変更、定員の変更がある場合は、事前に協議が必要ですので、変更より2～3週間前に提出してください。

#### ■提出方法

- ・郵送又は直接障がい事業課まで持参してください。

#### ■提出に必要な書類

(1) 浦安市障がい者等日中一時支援事業所指定申請事項変更届（第8号様式）

(2) 添付書類 ※下記1～11の該当する変更事項ごとに異なります。

※写しとなる書類には、必ず法人代表者名・登録印鑑にて原本証明を行ってください。

変更する事項		添付書類	留意点
1	事業所の名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営規程</li> </ul>	
2	事業所の所在地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日中一時支援の提供を行う施設に係る登記事項証明書又は賃貸借契約書</li> <li>・事業所の平面図</li> <li>・日中一時支援事業の支援室及び共有部分の写真</li> <li>・運営規程</li> <li>・設備・備品等一覧表…①</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記①は「(参考様式 3) 設備・備品等一覧表」を使用してください。</li> <li>・各種法令(建築基準法、都市計画法、消防法等)に適合している建物であることを事業者で事前に確認をお願いします。</li> </ul>
3	専用区画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所の平面図</li> <li>・日中一時支援事業の支援室及び共有部分の写真</li> <li>・設備・備品等一覧表…①</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定員×3.3㎡以上の面積を有してください(共用・収納部分を除いた面積で)。</li> <li>・平面図には、どの部屋を支援室として使用しているかわかるように印をつけてください。</li> <li>・支援室を他の事業と共有しないようにしてください(運営規程上の利用時間帯が重複しなければ共有可)。</li> <li>・左記①は「(参考様式 3) 設備・備品等一覧表」を使用してください。</li> <li>・各種法令(建築基準法、都市計画法、消防法等)に適合している建物であることを事業者で事前に確認をお願いします。</li> </ul>
4	申請者(法人等)の名称 申請者(法人等)の所在地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者の定款等及び法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書など)</li> <li>・口座登録依頼書…①</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ただし、法人の種類の変更の場合は、新規申請となります。 (例: 有限会社から株式会社への変更等)</li> <li>・左記①は「口座登録依頼書」を使用してください。</li> </ul>
5	申請者(法人等)の代表者の氏名及び住所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者の定款等及び法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書など)</li> <li>・口座登録依頼書…①</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記①は「口座登録依頼書」を使用してください。</li> </ul>

変更する事項		添付書類	留意点
6	事業所の管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所の管理者の経歴書…①</li> <li>事業所の職員名簿</li> <li>勤務形態一覧表…②</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記①は「(参考様式 1) 事業所の管理者の経歴書」を使用してください。</li> <li>左記②は「(参考様式 4) 勤務形態一覧表」を使用してください。</li> </ul>
7	主たる対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営規程</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>変更届に運営規程の変更前、変更後の内容を記載してください。</li> </ul>
8	営業日・営業時間 サービス提供日 ・サービス提供時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営規程</li> <li>勤務形態一覧表…①</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>変更届に運営規程の変更前、変更後の内容を記載してください。</li> <li>左記①は「(参考様式 4) 勤務形態一覧表」を使用してください。</li> </ul>
8	運営規程 ① 利用定員 ② 利用料金 ③ 上記以外の事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営規程</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>変更届に運営規程の変更前、変更後の内容を記載してください。</li> </ul>
9	従業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所の職員名簿</li> <li>勤務形態一覧表…①</li> <li>資格を証する書類</li> </ul> <p>《従業者の人数に増減がある場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>運営規程</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉専門職員を指導員として1名以上配置してください。</li> <li>常勤職員の変更については、その都度届け出てください。</li> <li>非常勤職員の変更については、年一度の届け出で構いません。</li> <li>左記①は「(参考様式 4) 勤務形態一覧表」を使用してください。</li> </ul>
10	口座名義・番号	<ul style="list-style-type: none"> <li>口座登録依頼書…①</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記①は「口座登録依頼書」を使用してください。</li> </ul>
11	その他	変更内容によって、提出いただく書類が異なりますのでご相談ください。	

※変更の内容及び状況により、上記以外の書類の提出を求める場合があります。

## 2. 辞退について

事業を辞退する場合は、以下の書類を提出してください。

- 「浦安市障がい者等日中一時支援事業所指定辞退届（第9号様式）」

## 3. その他

- 各様式は市ホームページからダウンロードできます。
- ご不明な点については障がい事業課までお問い合わせください。

問合せ・提出先

〒279-8501

浦安市猫実一丁目1番1号

浦安市 障がい事業課 福祉サービス係

電話 047-712-6398

FAX 047-355-1294

メール shougaijigyou@city.urayasu.lg.jp